

全社協・政策委員会 新たな社会的養育ビジョンに関する検討会

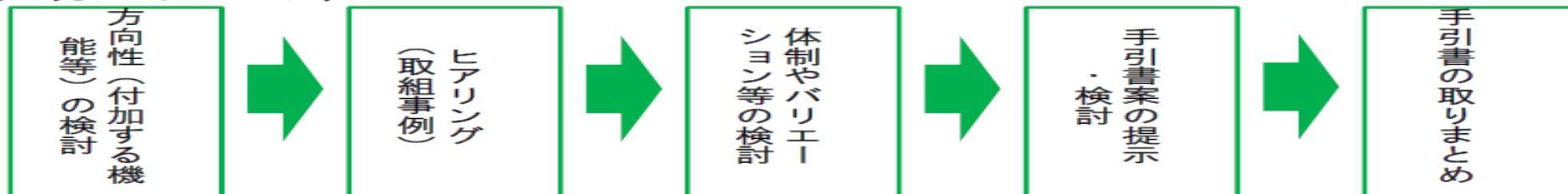
第2回 検討資料

平成30年1月16日

多機能化等に向けた検討の進め方

- 「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育原則の実現に当たっては、まずは、乳幼児期を最優先に取り組むこととされており、そのためには、乳児院の多機能化等が必要不可欠とされている。
また、乳児院については、養育機能に加えて担うべき機能についての具体的な記述がされている。
 - ・ 一時保護された乳幼児とその親子関係に関するアセスメント
 - ・ 障害等の特別なケアを必要とする子どものケアの在り方のアセスメントとそれに基づく里親委託準備
 - ・ 家庭復帰に向けた親子関係再構築支援
 - ・ 親子関係改善への通所指導
 - ・ 里親・養親支援の重要な役割を地域で担う新たな存在
 - ・ 養子縁組機関との連携強化やその実施機関
 - ・ 市区町村の児童家庭支援拠点事業との連携や特定妊婦の支援強化（親子ホームとしての機能付加）
 - ・ 産前産後を中心とした母子の入所を含む支援
- 乳児院の多機能化等に関しては、全国乳児福祉協議会においても「新たな社会的養育の在り方に関する検討会への意見・提言（平成29年5月26日）」などにより、具体的な役割や機能についての目指すべき方向性を示している。
- そのため、**まずは、乳児院の多機能化等についての検討※を深め、続いて、児童養護施設特有の多機能化等に関する検討を行う。**
※児童養護施設にも共通する機能等については併せて検討する。

（進め方のイメージ）



1. 乳児院の多機能化・機能強化

項 目	ビジョンの改革・工程事項の課題	全乳協の意見等
1. 児童福祉法第3条の2の家庭養育の原則	(1) 代替養育における施設養育から家庭養育への移行の徹底を、計画性をもって図る。 (2) 家庭維持のための市区町村を中心とした支援体制を早急に構築する。 (3) この数年間は代替養育を必要とする子どもの数は増加する。	○第一義には家庭、保護者への支援を重視するべきであり、それこそ乳児院が担ってきた基本的な援助活動、支援活動である。 ○乳児院では、「家庭へ帰す」ための援助活動・支援活動に多くの時間を費やしている。乳児院の退所理由(措置解除)の1位は家庭引取であり約半数を占めている。 ○「家庭養育」の支援～児福法第3条の2の趣旨にそって、保護者支援(ファミリーソーシャルワークや家族の再統合支援)は重要課題であり、市町村支援拠点事業と協働して支援活動をはかっていく。 ○乳児院は乳幼児の生命を守るために保護し、その親・家族との分離を避け、乳幼児を親・家族のもとへ帰すために、アセスメントを行い、個別支援計画を立て、家庭的な養育環境で乳幼児の基本的ニーズを満たすための養育を提供し、発育と発達を促しながら親・家族の養育能力を高めるよう支援・援助を行っていく。 ○家庭復帰後も継続的な家庭訪問、面談、相談支援の機会をはかるなど児童福祉施設としての基盤となる役割、専門機能をはたしていく。 ○乳児院の措置入所は、95%が0歳から1歳児である。過去5年の乳児院への措置入所の推移は微減・微増。医療の高度化などにより未熟児や障害児の増、さらに児童虐待等を背景に、新生児・乳幼児の生命とリスクが緊急・危機的な状況で一時保護、措置入所してくる。また精神疾患等で養育できない親の増加などを踏まえると、より厳しい課題のある保護者が増えている。乳児院は、医師、看護師、保育士等専門職がこのような緊急的なリスク対応と、養育対応、親支援を図っている。 ○平成25年度を境に、「一時保護委託児数」が「乳児院措置入所児数」を上回っている。平成25年度の調査では、一時保護委託児の60%、措置入所児の46%が家庭復帰している。一時保護委託では、とくに緊急一時保護委託を午後6時から明朝8時までの夜間帯に受け入れた割合は全体の23.5%を占めている。

2. 代替養育を担う児童福祉施設の在り方

(施設の本体機能の強化と多機能化・機能強化)

- (1) 第3条の2に基づき、施設は「できる限り良好な家庭的環境」でなければならない。その重要な視点は、個々の子どものニーズに合った養育を行う個別化の具現化である。家庭と同様の養育環境で養育困難な子どものみが対象になるため、高度なケアが必要となる。従って、それが実現できる人的配置、及び人材育成が必要である。
- (2) 在宅支援から代替養育まで子どものニーズに応じて継続的・連続的に支援するために、施設は、入所機能のみならず、アセスメント機能、相談・通所機能、在宅支援機能及び里親支援機能を付加するなど、多機能化することが求められている。現状の社会的養護の種別体系の再編も視野に入れて行くことになる。
- (4) 一定の内容や程度に応じて特別なニーズがある子どもを施設等でケアする場合は、子ども1人にケアワーカー2名を配置。
- (5) 生活の場は小規模で地域分散化されたもの。

- 乳児院は、乳幼児の入所生活施設としてのコアの基盤と機能があつてこそ、乳幼児の養育と親支援のノウハウと専門性を積み上げられている。その家庭復帰へのノウハウがあつて社会的養育の果たすべき親支援、地域の子育て支援に生かせるのである。さらに、里親支援にも生かせると踏まえている。
- 「家庭的養育環境」～虐待を受けるなど重い発達課題のある乳幼児の入所生活施設として、生活のいとなみを基盤とする欲求充足過程の養育を、アタッチメント形成を基本としてよりよい家庭的環境で実践し、乳幼児の治療的養育の専門施設をめざしている。
- アタッチメント形成とファミリーソーシャルワークを基軸とする治療的養育機能を担う専門職の質的量的な確保・拡充をはかる。
- 家庭復帰が難しく、また行先の定まらない子どもの発達状況や課題を見極めつつ、保護者との関係性に十分な配慮をしつつ、保護者が養育できるようにと時間をかけながら、保護者と子の次の生活の営みの場へとつなぐよう援助・支援している。
- 子ども自身の発達の課題が重い病気や障害のあるケースも多い。そうした子どもの場合、療育には十分に配慮し、さらに感情の起伏が激しかったり、パニックが収まりづらかったりと、子どもに育てにくさもあるため、十分な経験と専門性のある看護師・保育士等職員が連携・協力しながら養育にあたっている。
- 病院などから入所してくる疾病や障害のある乳幼児を引き受けている。今後とも、そうした緊急性のある乳幼児を受けとめる医療型の乳児院の確保は必要であり、さらなる整備が不可欠である。一時保護の増加もしかりである。また、障害児入所施設や障害児施設へつなぐ場合などは、入所待ちが多いこともあり、時間がかかることが多く、乳児院での対応が必要となっている。
- 24時間365日を基本とする個別的な養育を保障する職員配置基準の改善(子ども1.3対大人1 → 子ども1対大人3の必要性)とともに、緊急一時保護、アセスメント強化、市町村拠点事業との連携、フォスティングエージェンシーなど、幅広い総合支援を実現するためのセンター機能を構想して、大幅な職員体制の強化整備をはかる。
- 0歳からの乳幼児期の子どもたちの養育過程における安定的、継続的なアタッチメント形成を主軸とした少人数による個別的な養育の提供と養育の質の確保をはかることが必要。そのための、特定の養育者(職員)が個別の乳幼児を養育できる職員配置のさらなる拡充が必要。

- (7) **市区町村の児童家庭支援拠点事業との連携や特定妊婦の支援強化、親子ホームとしての機能付加も考えられる**、さらに養子縁組機関との連携強化やその実施機関となること等も今後の乳児院の多機能化・機能転換として考えられる。
- (8) **乳児院をその機能にあった名称に変更する。**
- (9) 貧困やひとり親家庭の増加や特定妊婦の増加などから、**代替養育に準ずる形として、母子や父子で入所できる施設体系も求められる。乳児院や母子生活支援施設が担ったり、他の法人が担うこともできるような体系が構築され、地域に開かれた生活単位となる必要がある。**
- (10) **母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育や親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められる。**

- 児福法第3条の2にそって、子育て家庭への支援を拡充させるために、**市町村支援拠点事業との協働、又は乳児院が受託することにより**、妊娠・周産期からの相談支援、育児学習、生活支援などを親・家庭に提供し、養育能力を高めていくように支援を強化することが必要である。
- 子どもが親・家族による養育を継続して受けられるように、乳児院における専門職員の知識、技術、ノウハウやチーム養育の機能を活かし、親・家族への関与をはかる。そのための**訪問支援、養育体験の提供、面会、他の親との交流、カウンセリング等の支援**を充実させる。さらに、ファミリーソーシャルワーク機能を発揮させ、乳幼児と親・家族の関係性の回復をはかり、その統合化を促進する。
- 乳児院において、地域における**家庭訪問支援、通所・短期訓練入所などの関係事業を拡充させる**ことと、家庭支援の**アウトリーチを担うファミリーソーシャルワーカーの確保、複数配置が必須。**
- 胎生期・周産期での虐待等不適切な体験、喪失等による心身の障がい、疾病・虚弱など育ちと発達における重篤な課題のある乳幼児の養育過程においては、基本的欲求充足のために個別的、質的、時間的、空間的な養育の提供と治療的ケアの提供が必要。また、障がいや発達障害のある乳幼児の早期療育支援は回復の可能性を高めるため、**乳児院での療育支援策等を利用できるように、障害児福祉計画においてははかるべき。**
- 今後、**乳児院は子ども家庭福祉の専門機関**(「乳幼児総合支援センター」仮称)をめざす。
- 若年の妊婦や精神疾患のある妊婦、内密での出産の妊婦の孤立を防ぐために、**産前産後の生活基盤の確保と出産後の育児支援の強化が必要。とくに若い親と乳幼児を分離させずに、また虐待などのリスクの高い親への支援と乳幼児の育児について、医療機関との連携をもとに、乳児院はさらに取り組む。**
- わが国においては、母子家庭の困窮問題が顕著であり、ひとり親と乳幼児の支援を、保育所や母子生活支援施設などと連携・協働して図っていく。

施設の小規模化、地域分散化等

（考察の要点）

厚労省資料

○ 児童養護施設、乳児院の小規模化の効果

- ・ 個別の職員との関わりが増え、関係性が構築されることで、子どもの愛着形成や感情表出などが促されること
- ・ 子どもの自由な時間、静かな時間や、プライバシーが守られるなど、個別の生活環境が確保されること
- ・ 料理や買い物などを含め、日常生活の全般において経験・体験を積む機会が増加すること

○ 現場の声（課題）

- ・ 小規模化により子ども同士、また子どもと職員の距離が密接になることで、**課題の大きい子どもがユニットに入った際の影響が大きくなる**ことがある
- ・ **子どもの行動に巻き込まれて適切な支援が行えなくなる**ことがある
- ・ 小規模化の実施における人材育成・人材確保
- ・ 特に、**乳児院で小規模化を進めるためには、健康面でのケアを特に求められること等の乳児院の特性から生じる課題に、職員配置や施設設備面で課題がある**

○ 更なる小規模化の推進に向けて

- ・ **職員の孤立や職員による課題の抱え込みを防ぐシステムが重要**（職員がお互いをフォローできる体制の構築、管理者や経験年数の長い職員によるスーパービジョンの実施等）
- ・ 地域の特性等に応じた方法での人材確保・人材育成に関する取り組みが重要



概ね、10年以内(2027年)までに、小規模化、地域分散化をどの程度実現するか

乳児院の職員配置の在り方

基本部分

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人(定員30人以上10人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

【児童指導員、保育士、看護師】

- ・0・1歳児
1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児 2:1
- ・年少児(3歳～) 4:1(3.5:1、3:1)

※()内は加算にて対応。

加算部分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・定員35人以下指導員特別加算(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直
管理等職員(非常勤)1人)

等

27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）

看護師・保育士・児童指導員

0・1歳児：1. 3:1

2歳児：2:1

3歳以上幼児：3:1

※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当

1. 看護師・保育士・児童指導員 1:2 ⇒ 1:3

2. 暫定定員廃止

3. 施設類型(小規模化・高機能化)

○加算から措置費本体へ組込むべき専門職

○加算職員を増員すべき専門職

- ・アセスメント機能、相談・通所機能、在宅支援機能及び里親支援機能のかかる専門職の増員

○新たな専門性加算

- ・子どものケアニーズの内容や程度による加算制度の導入(年齢、子どもの行動上の問題及び心理的問題、医療的ケアの必要性、障害支援区分など)

児童養護施設の職員配置の在り方

基 本 部 分

- ・施設長 1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

- 【児童指導員、保育士】
- ・0・1歳児
1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1)
 - ・2歳児 2:1
 - ・年少児(3歳～)
4:1(3.5:1、3:1)
 - ・少年(就学～)
5.5:1(5:1、4.5:1、4:1)
- ※()内は加算にて対応。

加 算 部 分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
 - ・心理療法担当職員加算 1人
 - ・看護師加算 1人
 - ・職業指導員加算 1人
 - ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直
管理等職員(非常勤)1人)
- 等

27年度～(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)

児童指導員・保育士

0・1歳児: 1. 3:1

2歳児: 2:1

3歳以上幼児: 3:1

小学生以上: 4:1

※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

1. 生活単位の小規模化 6人以下、ケアニーズが高い施設は4か所×4人

2. 施設類型(小規模化・地域分散化・高機能化)

○加算から措置費本体へ組込むべき専門職

○加算職員を増員すべき専門職

・アセスメント機能、相談・通所機能、在宅支援機能及び里親支援機能のかかる専門職の増員

○新たな専門性加算制度

- ・子どものケアニーズの内容や程度による加算制度の導入(年齢、子どもの行動上の問題及び心理的問題、医療的ケアの必要性、障害支援区分など)
- ・通院に係る人件費を加算

2. 一時保護（安全確保とアセスメント）の在り方

項 目	ビジョンの改革・工程事項の課題	全乳協の意見等
1. 緊急一時保護とアセスメント	(1) 養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状况をもたらす可能性があるなど緊急一時保護の期間は数日間。 (2) 地域に分散させず生活単位を集合させる（子ども安全性の確保）。 (3) 一時保護委託施設の人的配置の増加、少なくとも常時子ども2人に対して1の大人がケアできる体制。 (4) 乳幼児については、乳児院がアセスメント機能を発展させる。	○乳幼児の緊急的な一時保護は、もっぱら乳児院が受けとめている。その大半が夕方から夜間にかけての受け入れであり、職員が居残り、緊急対応をすることが頻繁。 ○委託後に容態が急変し救急搬送するケースもあり、一対一体制で見守りを行っている。 ○委託前健診など緊急一時保護の受け入れ要件や職員体制の強化、また医療機関との連携強化、さらに夜間の安心と安全を確保するために乳児院の夜間勤務体制の抜本的改善が不可欠。 ○乳幼児の遺棄を防ぎ、子どものアイデンティティや出自の権利を保障するために、児童相談所等の対応強化が必須であります。
2. 親子関係アセスメントのための一時保護	(1) 乳児及び実親と実家庭に関するアセスメントを引き受けるアセスメントセンター。 (2) その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提供を含む移行期ケア。 (3) 一時保護から代替養育へと移行する場合には、不安などの情緒的反応への手当や、移行が必要であること十分な説明と納得、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提供を含む移行期ケアが必要。	○適切な子どもと家庭への支援計画を、さらに実現していくためにも、アセスメントセンター機能をはかるための「子ども家庭支援専門センター（仮称）」の創設と、同専門センターを乳児院等社会的養護関係児童福祉施設が受託できるような関係制度を実現すべきである ○保護者と子がともに暮らすことができない理由とその関係にいたった時間によっては、「家庭に帰す」という乳児院での過程に倍以上の時間を要することであり、そのための入所期間は、十分なアセスメントが可能なように設定されるべきである。 ○引取りのために保護者の自宅で一時的に保護者と子のかかわりや遊びなど生活をしてみたり、子どもの発達に応じた関わりができるよう困った時に相談できるよう乳児院の担当者を決めて定期・不定期に連絡をとっていたり、また関係機関との連携は必要である。

	(4) 子どもがいる時間帯は少なくとも複数の勤務体制とし、子ども3人に大人1人は配置。 (5) 2ヶ月程度の期間が必要。	
3. 障害など特別なケアのためのアセスメント	・成育歴や被虐待体験に焦点を当てた治療的(therapeutic)なケア。	○子ども自身の発達の課題が重い病気や障害のあるケースも多い。そうした子どもの場合、療育には十分に配慮しながら対応しなければならないし、さらに感情の起伏が激しかったり、パニックが収まりづらかったりと、子どもに育てにくさもあるため、十分な経験と専門性のある看護師・保育士等職員が連携・協力しながら養育にあたっている。(再掲) ○家族では困難な病気や障がい、被虐待等といった重篤な課題があり、医療・看護、リハビリ・心理療法等の専門職によるケアを必要とする3歳未満においては、生命保護とともに発達過程(発達における病気・障がい等の認定ができるまでの養育期間)における発達状況の把握と、発達過程における課題に応じた適切な専門ケアを提供しなければならない。 ○医療型の乳児院では、病院などから入所してくる疾病や障害のある乳幼児を一手に引き受けている。今後とも、そうした緊急性のある乳幼児を受けとめる医療型の乳児院の確保は必要であり、さらなる整備が不可欠である。一時保護の増加もしかりである。(再掲) ○障害児入所施設や障害児施設へつなぐ場合などは、入所待ちが多いこともあり、時間がかかることが多く、乳児院での対応が必要となっている。
4. 家庭復帰のための親子関係再構築支援アセスメント	(1) 子どもの抱える家族との関係性の問題等の解決。 (2) 子どもの問題行動への対応技術、家族の抱える問題(家族病理)に対する深い理解とそれに基づく子ども・家族への支援など、極めて高度な専門性。	○当然ながら、子どもの育ちの見極めとより細やかなケアと保護者支援が必要だが、家族を切り捨てずに、「家族に帰す」との基本をもとに、親と子の次の生活の営みの段階へ丁寧につなぐ支援を行う。 ○とくに精神疾患や知的障害のある家族は、養育能力に支障があっても「育てたい」との意向が強く、そして面会も頻回である。そうした保護者や家族ほど、里親委託の同意を得ることが難しいケースが多い。

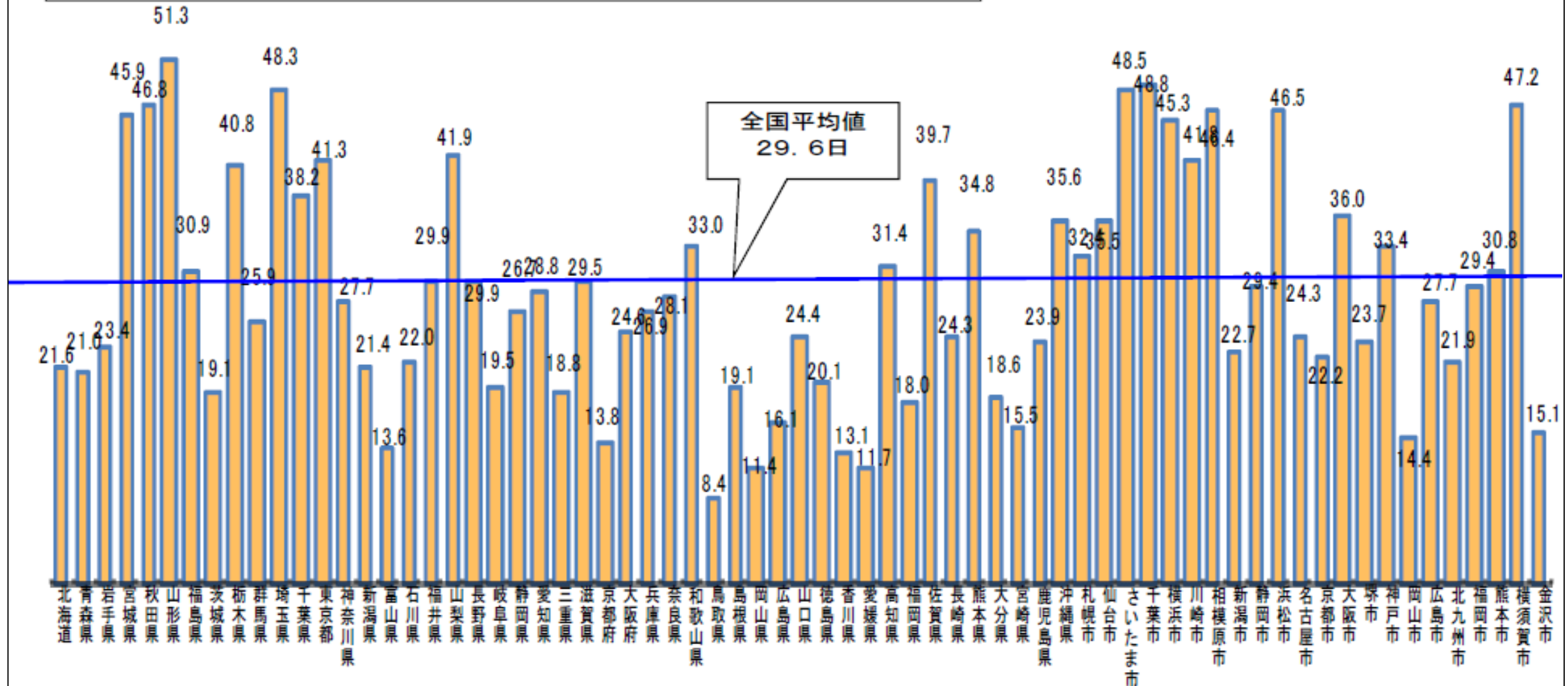
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一時保護所内	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]	10,695 [63.6%]	11,607 [65.2%]
一時保護委託	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]	6,121 [36.4%]	6,194 [34.8%]
児童養護施設	1,935(43.8%)	2,279(43.9%)	2,229(41.4%)	2,539(41.5%)	2,523(40.7%)
乳児院	810(18.4%)	1,050(20.2%)	903(16.8%)	1,090(17.8%)	1,109(17.9%)
児童自立支援施設	43(1.0%)	64(1.2%)	61(1.1%)	74(1.2%)	69(1.1%)
情緒障害児短期治療施設	56(1.3%)	62(1.2%)	58(1.1%)	66(1.1%)	58(0.9%)
障害児関係施設	267(6.1%)	310(6.0%)	371(6.9%)	406(6.6%)	452(7.3%)
その他社会福祉施設	114(2.6%)	150(2.9%)	123(2.3%)	132(2.2%)	129(2.1%)
警察等	189(4.3%)	192(3.7%)	282(5.2%)	226(3.7%)	399(6.4%)
里親	532(12.1%)	583(11.2%)	662(12.3%)	941(15.4%)	783(12.6%)
その他	467(10.6%)	501(9.7%)	693(12.9%)	647(10.6%)	672(10.8%)
一時保護総数	13,251	14,891	15,487	16,816	17,801

* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

一時保護所での平均在所日数

- 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 29.6日 (前年度平均値 : 29.8日)
 (参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。

厚労省資料



一時保護所の設備及び職員配置基準

1 根拠

児童福祉法施行規則第35条「児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年省令)の規定を準用」

厚労省資料

2 設備の基準

(1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所を必置とする

(2) 居室に関する条件

1居室定員	児童 ひとりあたり面積	乳幼児のみ 1居室定員	乳幼児のみ ひとりあたり面積	その他
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上	年齢等に応じ男女の居室を別にする

(3) その他の設備条件

- ・便所 男子と女子を別(少数の児童を対象とする場合を除く)
- ・医務室及び静養室 児童30人以上の場合必置
- ・職業指導に必要な設備 児童の年齢、適性等に応じて設置

3 職員配置

(1) 必置とする職員

- ・児童指導員、嘱託医、保育士
- ・心理療法担当職員(※児童養護施設は心理療法を要する子ども又は保護者10人以上の場合に配置)
- ・個別対応職員(児童定員10人以下の場合は置かなくても可)(※児童養護施設は定員にかかわらず必置)
- ・栄養士(児童定員40人以下の場合は置かなくても可)
- ・調理員(調理全部委託の場合は置かなくても可)
- ・看護師(乳児が入所する場合は必置)
- ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合に必置)

(2) 職員配置基準

児童指導員及び 保育士の総数	2歳未満幼児 1.6人につき 1人以上	2歳以上3歳未満幼 児2人につき 1人以上	3歳以上 幼児4人につき 1人以上	小学校始期以降児 童5.5人につき 1人以上	児童45人以上 入所の場合 更に1人以上
看護師	乳児1.6人につき1人以上(乳児入所の場合必置)				

一時保護された子どもの処遇向上に関する予算について (平成28年度補正予算・平成29年度予算)

厚労省資料

1. 児童相談所の一時保護所における処遇の向上

- ◆ **個別対応の推進や混合処遇の解消を図るための整備** <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>
児童相談所の一時保護所において、年齢、性別、入所事由(虐待、非行等)、その他個々の児童の特性に配慮した処遇を図るため、①個別対応や混合処遇解消のための居室の小規模化や施設の模様替等、②入所児童の処遇環境の向上を図るための浴室、食堂等の改修工事等の整備を行う。
 - ・ 補助率: 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ
- ◆ **一時保護所におけるきめ細かいケアの推進(一時保護機能強化事業)** <29年度予算・児童虐待・DV対策等総合支援事業154億円の内数>
子どもの日常生活に寄り添って丁寧かつ専門的なケアを行う心理担当職員等を配置する。
 - ・ 1児童相談所当たり:(1人配置につき) @1,635千円(年額)
 - ・ 補助率: 1/2
- ◆ **一時保護所における第三者評価の受審費用の創設** <29年度予算・児童入所措置費等1,227億円の内数>
一時保護所において、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する費用を創設する。
 - ・ 1児童相談所当たり:(1人配置につき) @308千円(年額)
 - ・ 補助率: 1/2

2. 一時保護委託先となる児童養護施設等における処遇の向上

- ◆ **一時保護児童の受入機能強化のための整備** <28年度補正予算・次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数>
委託一時保護された子どもが、落ち着いた環境の下で、きめ細かいケアを受けることができるよう、4人～6人の一時保護児童の受入のための小規模グループケア設備の整備を行う。
 - ・ 補助率: 定額(2/3相当) ← 通常1/2相当のところを引き上げ
 - ・ 対象施設: 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設
- ◆ **児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実** <29年度予算・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>
一時保護児童の受入機能強化のための整備(上記)を行った施設に対して、受入経費を加算(※対象施設は都道府県等が指定)
 - ・ 1施設当たり加算額: @17,800千円程度(年額) → 専任職員2名＋非常勤職員を配置
 - ・ 補助率: 1/2
- ◆ **里親への一時保護委託手当の改善** <29年度予算・児童入所施設措置費等1,227億円の内数>
家庭養護を行う里親への一時保護委託を推進するため、平成28年度から委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善

3. 家庭復帰に向けた親子関係再構築支援

項 目	ビジョンの改革・工程事項の課題	全乳協の意見等
親子関係再構築支援の強化	(1) 家庭復帰支援計画(家庭支援計画、子どもへの支援計画親子再接触支援 計画等) (2) 乳児院の親子訓練室を活用した親訓練加算の創設。	○子どもにとって大切にしたいものは、親・家族である。親との関係性の喪失から回復をめざして、さまざまな養育体験や面会の構造化、親へのカウンセリング、心理臨床等を包括する子どもと親・家族の再建機能を果たす。 ○乳児院における専門職員の知識、技術、ノウハウやチーム養育の機能を活かし、親・家族への関与をはかり、そのための訪問支援、養育体験の提供、面会、他の親との交流、カウンセリング等のさまざまな支援をプロセスにおいて充実させる。 ○さらに、ファミリーソーシャルワーク機能を発揮させ、乳幼児と親・家族の関係性の回復をはかり、その統合化を促進する。 ○家庭復帰後も継続的な家庭訪問、面談、相談支援の機会をはかるなど児童福祉施設としての基盤となる役割、専門機能をはたす。 ○「子どもに何と声かけしたらよいかわからない」「あやすって何」など子どもと接し方がわからない保護者へ、その子の特徴や喜ぶポイントを伝えて距離を少しずつ縮めていく支援を行う。 ○地域における家庭訪問支援、通所・短期訓練入所などの関係事業を拡充させることと、家庭支援のアウトリーチを担うファミリーソーシャルワーカーの確保、複数配置が必須である。

①家族との交流状況（平成25年2月1日現在の入所児童の状況）

児童養護施設入所児童等調査結果

			児童数		家族との交流の頻度（「交流あり」の頻度別内訳）									
					総 数		月1回以上		年2回～11回		年1回ぐらい		不詳	
乳児院	総 数		3,147 (100.0%)											
	交流あり	帰 宅	588 (18.7%)		588 (100.0%)		418 (71.1%)		160 (27.2%)		9 (1.5%)		1 (0.2%)	
		面 会	1,704 (54.1%)		1,704 (100.0%)		881 (51.7%)		732 (43.0%)		90 (5.3%)		1 (0.1%)	
		電話手紙連絡	244 (7.8%)		244 (100.0%)		105 (43.0%)		118 (48.4%)		21 (8.6%)		0 (0.0%)	
	交流なし		610 (19.4%)											
	不 詳		1 (0.0%)											
児童養護施設	交流あり	帰 宅	13,772 (45.9%)		13,772 (100.0%)		3,160 (22.9%)		9,906 (71.9%)		689 (5.0%)		17 (0.1%)	
		面 会	6,935 (23.1%)		6,935 (100.0%)		1,404 (20.2%)		4,717 (68.0%)		807 (11.6%)		7 (0.1%)	
		電話手紙連絡	3,864 (12.9%)		3,864 (100.0%)		912 (23.6%)		2,382 (61.6%)		562 (14.5%)		8 (0.2%)	
	交流なし		5,396 (18.0%)											
	不 詳		12 (0.0%)											

②入退所の状況（平成26年度中）

家庭福祉課調べ

乳児院

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	
118	1,634	406	2,158	
変更前の内訳				
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他
67	11	37	2	1

↑

児童養護施設

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)					
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計		
1,237	3,885	71	5,193		
変更前の内訳					
乳児院	他の児童養護施設	他の児童福祉施設	里親	ファミリーホーム	その他
669	213	220	98	18	19

↑

平成26年度退所児童数

解除							変更	
家庭環境改善	児童の状況改善	普通養子縁組	特別養子縁組	その他	計	他の児童福祉施設等		
1,007	24	27	50	57	1,165	1,094		
変更後の内訳								
他の乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	その他		
30	705	2	264	25	9	59		

↓

平成26年度退所児童数

解除							変更	
家庭環境改善	児童の状況改善	普通養子縁組	特別養子縁組	就職	進学(大学等)	その他	計	他の児童福祉施設等
2,652	70	17	10	1,355	345	281	4,730	738
変更後の内訳								
他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	自立援助ホーム	その他	
189	75	126	99	35	12	71	131	

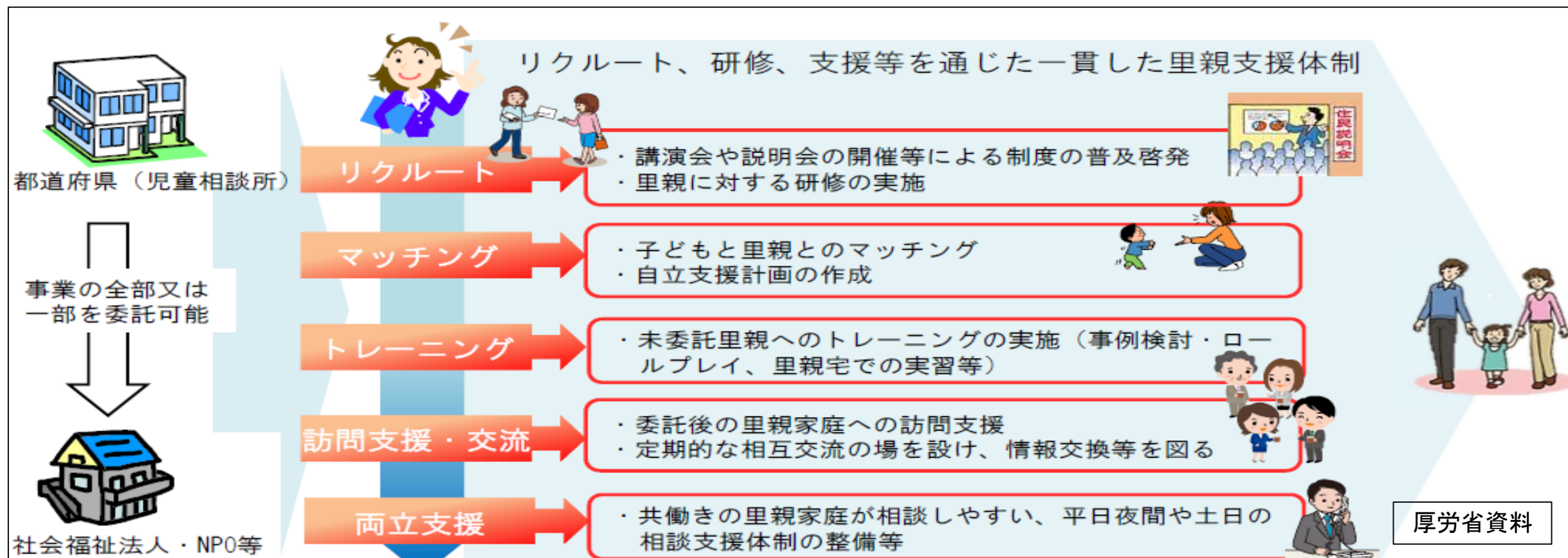
↓

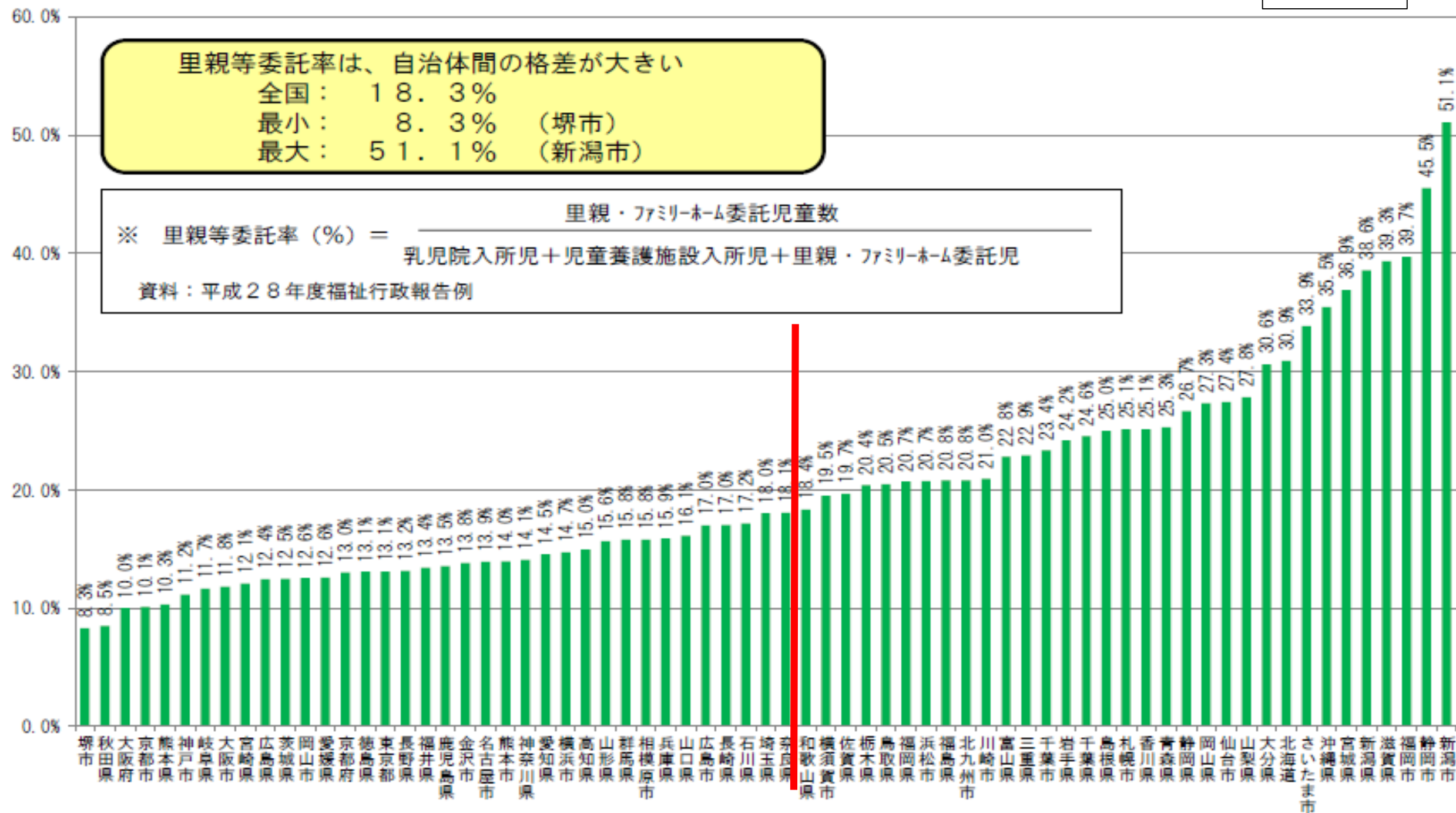
4. 里親・養子縁組への支援強化

項 目	ビジョンの改革・工程事項の課題	全乳協の意見等
里親・養子縁組への支援強化	(1) フォスタリング機関の最小単位は、統括責任者、リクルーター、アセスメントワーカー、スーパーバイジングソーシャルワーカー、心理職(兼任も可)、等で構成。 (2) 里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育(一連の包括的な業務をフォスタリング業務という)。 (3) 社会福祉法人やNPO 法人等の民間機関に委託する方法(フォスタリング機関事業) (4) ショートステイ里親や一時保護を受ける一時保護里親など類型も必要。 (5) ファミリーホームの養育者を里親に限定フォスタリング機関への公費負担、ファミリーホームへの委託費、里親への手当、委託児童数・委託里親数に応じた里親相談支援員の配置。 (6) 里親委託中の子どもの実親との面会交流支援を里親支援事業に追加	○有形無形の里親支援の経験知を活かした包括的な里親支援事業の拡充と支援活動を強化する。 ○乳児院は、子どもを里親へつなぐ機会が多く、子どもの育ちや職員との間に形成された愛着関係や育児(養育)スキルなどを詳細に里親へ伝えることの大切さを実感し、実践している。 ○養育のつなぎにおいては、子どもの状態を確認しながら送り出す側と受け入れ側双方に対して並行した措置の期間を設けるなど丁寧な引継ぎをする枠組みを設けることが重要。 ○委託後も、育児相談を含めたアフターケアや実親との連絡調整、子どものルーツ確認、真実告知、特別養子縁組手続きの手伝いなど、過去と現在、現在と未来へと里親につなぐことについて実績を積んできている。 ○とくに、新生児や何らかの障がいや疾患のある子どもの場合には、乳児院から里親へ伝え、理解をえることが重要。 ○乳児院が関わる里親の多くが特別養子縁組を目的とした里親。子どもを養育することが初めてという場合も多く、里親との関係形成を進めながら養育スキルの向上に取り組むことが必要。 ○当然ながら、児童相談所や里親会、里親支援専門相談員はもとより、子どもと深くかかわっている乳児院が、さまざまな場面でその専門性を発揮しながら中心的な役割を果たしていくことが重要。 ○里親養成のための研修の拡充実施が不可欠。乳児院での里親支援の研修の拡充、乳幼児と里親の関係性・マッチングのための面会交流、家庭訪問支援や短期生活訓練、里親から乳幼児の一時預かり、ショートステイなどの支援事業の拡充をさらに図るなど、乳児院の専門機能や生活基盤を活用した里親支援を強化が重要。

【平成29年度】

①里親制度等普及促進事業	1 県市当たり	4,544千円
②里親委託推進等事業	1 か所当たり	7,296千円
③里親トレーニング事業	1 か所当たり	7,447千円
④里親訪問等支援事業	1 か所当たり	9,528千円
心理訪問支援員配置加算（常 勤）	1 か所当たり	4,882千円
（非常勤）	1 か所当たり	1,552千円
⑤共働き家庭里親委託促進事業	1 県市当たり	5,423千円





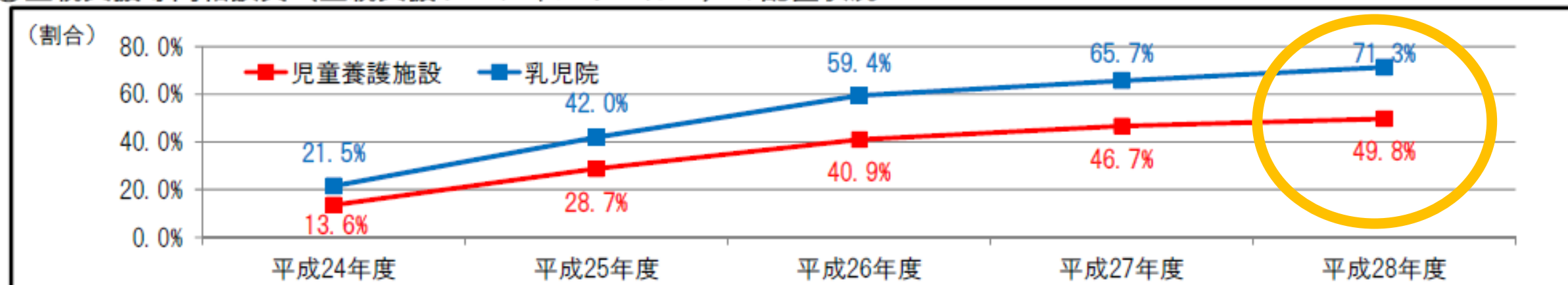
里親支援事業の内容

厚労省資料

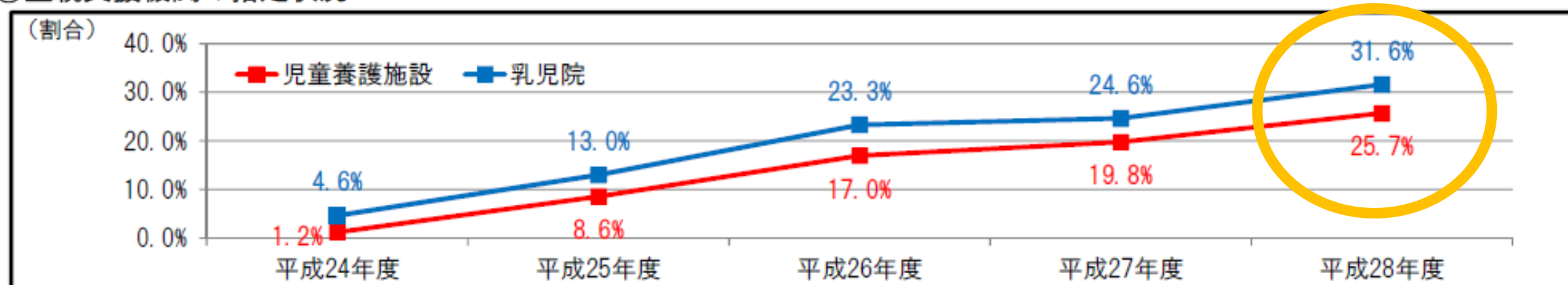
実施主体		都道府県、指定都市、児童相談所設置市 (事業の全部又は一部を里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等に委託可)
事業内容	里親制度等 普及促進事業	○講演会や説明会の開催等による養子縁組制度及び里親制度の普及啓発 ○養育里親、専門里親、養子縁組里親に対する研修の実施 ※ファミリーホームの養育者及び補助者も可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講できるよう配慮 ※養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、講演会等や各種研修に参加できるよう配慮
	里親委託推進 等事業	○子どもと里親とのマッチング ○里親又はファミリーホームに委託された子どもに係る自立支援計画の作成、見直し <実施体制> ・里親等委託調整員 ・委託調整補助員
	里親 トレーニング 事業	○未委託里親へのトレーニングの実施 (事例検討・ロールプレイ、講義、施設及び他の委託里親宅での実習) ※施設における実習は、施設に配置された里親支援専門相談員と連携して実施することで、 里親と里親支援専門相談員との関係性構築も目指す <実施体制> ・里親トレーナー
	里親訪問等 支援事業	○里親、ファミリーホーム、養親又は養親希望者(以下「里親等」という。)への 訪問支援 ○里親等による定期的な相互交流の場を設け、情報交換や養育技術の向上を図る <実施体制> ・里親等相談支援員 ・心理訪問支援員(加算)
	共働き家庭 里親委託 促進事業	○共働きの里親家庭が相談しやすいよう、平日夜間、土曜、日曜、祝日の相談支援体制の整備 ○委託後一定期間取得可能な独自休暇制度や在宅勤務制度の導入など、子どもの養育と就業との両立が可能となる取組を 企画し、民間企業等へ委託して実践、分析、検証の実施

①里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）の配置状況

家庭福祉課調べ



②里親支援機関の指定状況

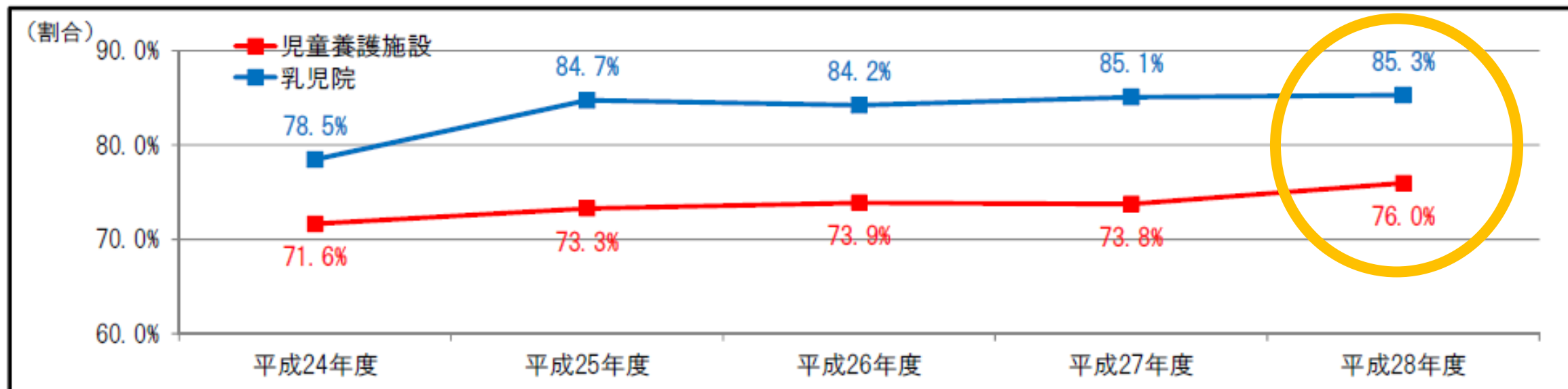


③里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の実施状況（平成26年度実績）

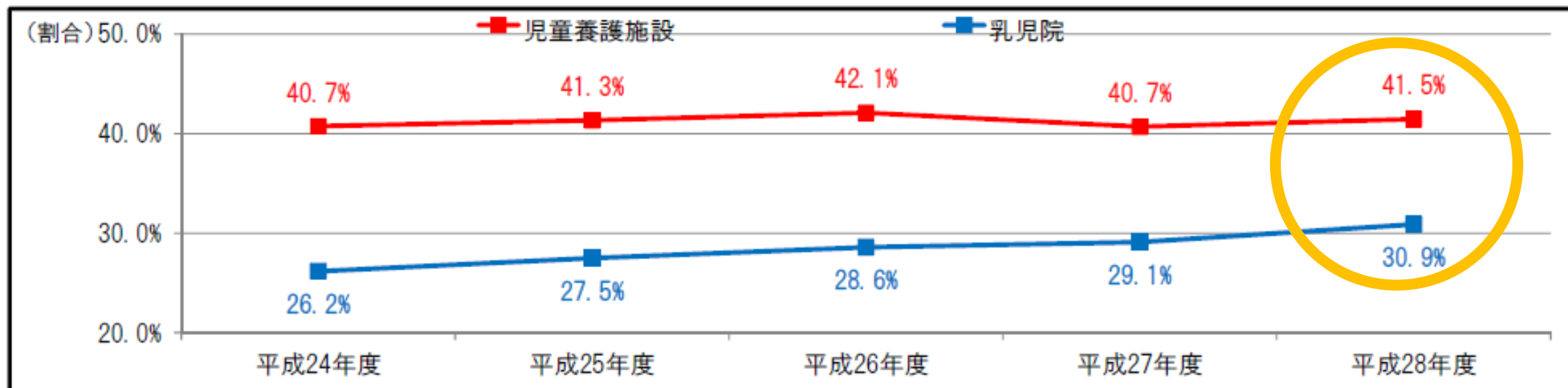
受入先種別	施設数（H26年度末）	受入施設数		延利用回数	実施延日数
	A	B	実施率(B/A)		
乳児院	133か所	36か所	(27.1%)	87回	280日
児童養護施設	608か所	79か所	(13.0%)	209回	721日
里親	9,949世帯(登録里親数)	321世帯	(3.2%)	722回	1,701日

①ショートステイ事業の実施状況

家庭福祉課調べ



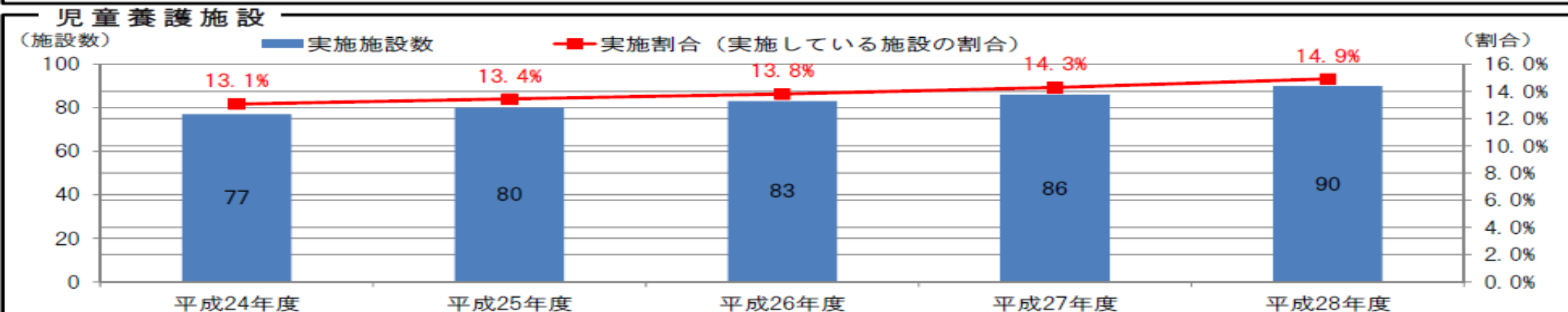
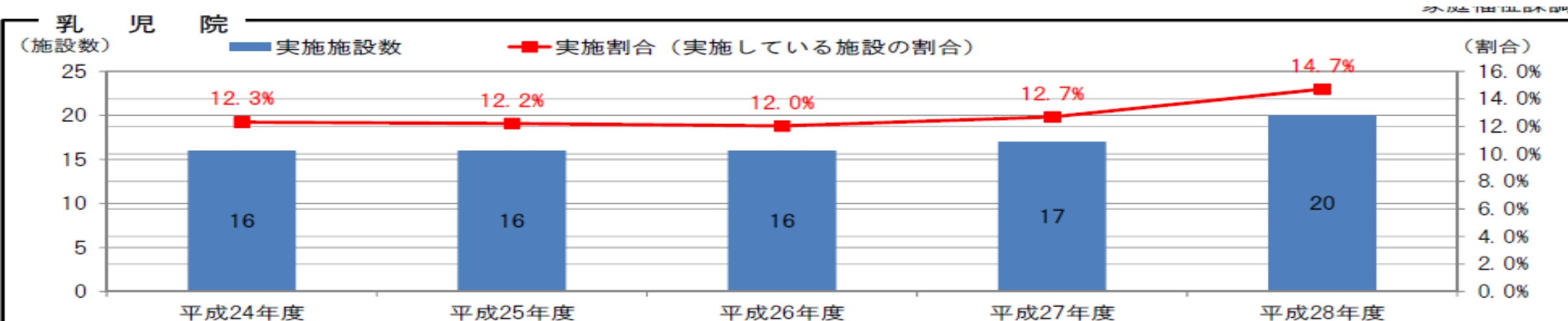
②トワイライトステイ事業の実施状況



5. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

項 目	ビジョンの改革・工程事項の課題	全乳協の意見等
市区町村の子ども家庭支援体制の構築	(1) 各市区町村が都道府県とともに、妊娠期から自立まで、及びポピュレーションアプローチから在宅措置・通所措置委託といったハイリスクアプローチまで、子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約、平成31年度）。 (2) 保健と福祉の協働及び教育との連携、保健師の役割が適切に組み込まれているものとする。 (3) 市区町村は、上記構想を平成36年度までに実現する (4) 在宅支援サービス強化の一環として、子どもへの直接的支援事業(派遣型)の創設 (4) ショートステイの利用促進のため、ショートステイ定員枠を子ども人口比で設定 (5) 児童家庭支援センターを児童福祉施設及び他の法人が設置することを誘導 (6) 児童相談所管内に人口規模に応じて1か所以上の児童家庭支援センターを設置する計画を策定	○市町村支援拠点事業との協働、又は乳児院が受託することにより、妊娠・周産期からの相談支援、育児学習、生活支援などを親・家庭に提供し、養育能力を高めていくように支援を強化することが重要。(再掲) ○「市町村は支援を行う拠点づくりに努める」とされてるが、地方自治体には格差がある。センター機能を乳児院等社会的養護関係児童福祉施設が受託し、かかる拠点機能・拠点づくりをはかるとともに、地域のすべての子どもと家庭を対象に保育所や幼稚園、学校、病院、行政等関係機関等との連携、ネットワークをもとに相談・支援等を図っていくことが重要。 ○乳児院は、地域における家庭訪問支援、通所・短期訓練入所などの関係事業を拡充させることと、そのために家庭支援のアウトリーチを担うファミリーソーシャルワーカーの確保、複数配置が必須である。 ○若年の妊婦や精神疾患のある妊婦、内密での出産の妊婦の孤立を防ぐために、産前産後の生活基盤の確保と出産後の育児支援の強化が必要です。とくに若い親と乳幼児を分離させずに、また虐待などのリスクの高い親への支援と乳幼児の育児について、医療機関との連携をもとに、乳児院においてさらに取り組む。 ○また、わが国においては、母子家庭の困窮問題が顕著であり、ひとり親と乳幼児の支援を、保育所や母子生活支援施設などと連携・協働して図っていく。(再掲)

①児童家庭支援センター運営事業		(29年度)
事務費	常勤心理職配置の場合	11,219千円
	非常勤心理職配置の場合	7,501千円
事業費	件数区分に応じて	74千円～5,145千円
初度調弁費	1 か所当たり	400千円
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業		1 か所当たり 1,067千円
③指導委託促進事業		1 件当たり 103千円



子育て支援事業の実施状況

短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	671か所	678か所	711か所	740か所

夜間養護等（トワイライトステイ）事業				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	358か所	364か所	370か所	375か所

- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。



【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（平成29年度）】

1 運営費

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児	年間延べ日数×8,630円
イ 2歳以上児	年間延べ日数×4,720円
ウ 緊急一時保護の母親	年間延べ日数×1,200円

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

（ア）基本分	年間延べ日数×900円
（イ）宿泊分	年間延べ日数×900円
イ 休日預かり事業	年間延べ日数×2,010円
ウ 児童の送迎の実施	箇所数×61,710円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

市町村の子育て支援拠点として取組（受託）の強化の

産前・産後母子支援事業（モデル事業）

1. 事業内容

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要と認められる妊婦等に対する具体的な支援の仕組みの構築に向け、児童福祉施設や産科医療機関等にコーディネーターを配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供するモデル事業を実施する。

- ① 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。
- ② 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成する。
- ③ 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供する。
- ④ 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行う。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：定額（10／10相当）

4. 補助単価

・ 支援コーディネーターの配置等	1 か所当たり	(29年度) 6,880千円
------------------	---------	-------------------